

【(介護予防) 訪問介護】

● 実地指導等における指摘事項等について

- * 居宅基準……指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 基準解釈通知……指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）
- 居宅算定基準……指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- 居宅算定基準留意事項……指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

① サービス提供責任者の配置について

- 【事例】
- ・ 利用者の数（前3月の平均値）が40人を超えているにもかかわらず、サービス提供責任者を1人しか配置していなかった。
 - ・ 常勤として配置されていたサービス提供責任者が、常勤ではなかった。
 - ・ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間が、常勤職員の勤務時間の2分の1に選んでいなかった。

【解説】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の数（前3月の平均値）が40又はその端数を増すことに1人以上の人数を確保する必要がある。
- ・ サービス提供責任者は常勤専従でなければならない。
※ 常勤専従のサービス提供責任者は、併設する介護保険事業所や有料老人ホーム等の職務に従事することはできない。
- ・ 利用者の数に応じて一定程度の非常勤専従のサービス提供責任者の配置が可能。この場合、非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、常勤職員の勤務時間の2分の1以上であることが必要
- ※ 非常勤のサービス提供責任者は、指定訪問介護事業所において勤務する時間以外に他の事業所で勤務することは可能
(21.4.17介護保険最新情報 vol.79 平成21年4月改定関係 Q&A (vol.2))

【根拠法令】

居宅基準第5条第2項、基準解釈通知第三の一の1の(2)

(参考) 障害者総合支援法に基づく居宅介護の事業を一体的に行う場合の取扱い

(24.3.30 事務連絡介護保険最新情報 vol.273「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) (平成24年3月30日)」の送付について より)

【Q】訪問介護又は介護予防訪問介護の指定を受けていることをもって、同一の事業所が障害者自立支援法における居宅介護等（居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護）の指定を受ける場合のサービスの提供責任者の配置はどのように取り扱うのか。

【(介護予防) 訪問介護】

- 【A】当該事業所全体で確保すべきサービス提供責任者の員数については、次のいずれかの員数以上とする。
- ① 当該事業所における訪問介護等及び居宅介護等（重度訪問介護については利用者数が10人以下の場合に限る。）の利用者数の合計40人ごとに1以上
 - ② 訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数の合計数以上
- なお、当該居宅介護等に係る指定以降も、訪問介護等の事業のみで判断したとすきに、訪問介護等に係る基準を満たしていることが必要となる。
- また、訪問介護等におけるサービス提供責任者が、居宅介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

② 重要事項説明について

【事例】

重要事項説明書について次のような不備が見受けられた。

- ・ 初回加算の記載がなかった。
- ・ 集合住宅減算の記載がなかった。
- ・ 2割負担の記載がなかった。
- ・ 報酬改定前の単位に基づく利用料となっていた。
- ・ 取得していない加算が記載されていた。
- ・ 事故発生時の対応について記載がなかった。
- ・ 苦情窓口に和歌山県国保連合会と市町村（保険者）の連絡先の記載がなかった。

【解説】

介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始する必要がある。

～重要事項説明書に記載すべき事項～

- ① 運営規程の概要、② 訪問介護員等の勤務体制、
- ③ 事故発生時の対応、④ 苦情処理の体制等、
- ⑤ その他（利用申込者がサービスを選択するために必要な事項）

【根拠法令】

居宅基準第8条第1項、基準解釈通知第三の一の3の(1)

③ 利用料等の受領について

【事例】

利用料について、区分支給限度額を超えた場合に、当該自己負担額を徴収しない事例があった。

【解説】

区分支給限度額を超える費用は全額利用者負担となるため、利用者から当該費用の支払いを受けなければならない。

【根拠法令】

居宅基準第20条第1項

【(介護予防) 訪問介護】

④-1 訪問介護計画について (アセスメント)

【事例】

- ・ アセスメント (利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること) を行っていないかった。
- ・ 訪問介護計画の初回作成時にはアセスメントが実施されていたが、2回目以降作成の際のアセスメントの実施が確認できなかった。

【解説】

- ・ サービス提供責任者が訪問介護計画を作成するに当たっては、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえる必要があり、アセスメントを実施しなければならない。
- ・ 訪問介護計画の変更の際もアセスメントを実施する必要がある。

【根拠法令】

居宅基準第24条第1項、同条第6項、基準解釈通知第三の一の3の(13)の①

④-2 訪問介護計画について (訪問介護計画書)

【事例】

- 訪問介護計画書について次のような不備が見受けられた。
 - ・ 目標が設定されていないかった。
 - ・ 担当する訪問介護員等の氏名が記載されていないかった。
 - ・ 所要時間が記載されていないかった。
 - ・ 日程の記載が不十分だった。(曜日の記載がなかった。)

【解説】

- ・ 訪問介護計画書では、アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にするとともに、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにする必要がある。
- ・ 訪問介護の所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。(居宅算定基準留意事項第二の2の(4)の②)
- ・ 目標を達成するための期間も記載してください。
- ・ サービスの具体的内容は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)を参照の上記載してください。

【根拠法令】

居宅基準第24条第1項、基準解釈通知第三の一の3の(13)の①

【(介護予防) 訪問介護】

④-3 訪問介護計画について (居宅サービス計画に沿った作成)

【事例】

- ・ 訪問介護計画を作成するにあたり、居宅サービス計画に沿った計画になっていなかった。
- ・ 居宅サービス計画の変更に伴い、訪問介護サービスの内容にも変更が生じていたが、訪問介護計画の再作成をしていなかった。

【解説】

- ・ 訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。

【根拠法令】

居宅基準第24条第2項、基準解釈通知第三の一の3の(13)の②

【参考】

- ・ 居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書第1表の「生活援助中心型の算定理由」欄に○を付す(「3. その他に○を付す場合はその事情の内容について箇条明瞭に記載する」とともに、居宅サービス計画書第2表の「目標(長期目標・短期目標)」、「(長期目標)及び「短期目標」に付する)「期間」、「サービス内容」欄などについても明確に記載する必要がある。(15.5.30事務連絡 介護保険最新情報 vol.151 介護報酬に係るQ&A)

- ・ 「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、
 - ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
 - イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
 - ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要がある。

(居宅算定基準留意事項第二の2の(7)の⑦)

【(介護予防) 訪問介護】

④-4 訪問介護計画について (説明、同意及び交付)

【事例】

- ・ 訪問介護計画を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付していないかった。
- ・ 利用者本人の同意の署名がないものがあった。

【解説】

訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないため、サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

【根拠法令】

居宅基準第24条第3項 基準解釈通知第三の一の3の(13)の③

④-5 訪問介護計画について (実施状況の把握、評価)

【事例】

訪問介護計画の評価がされていないかった。

【解説】

- ・ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているか把握する必要がある。

- ・ 計画に基づき提供されたサービスについて評価する必要がある。

※評価の視点

- ・ サービス提供の結果が援助目標に達しているか。
- ・ サービスに対し利用者や家族がどの程度満足しているか。
- ・ 計画を見直す必要性があるか。

- ・ サービス提供責任者は、利用者又はその家族に、訪問介護計画の実施状況や評価について説明を行う必要がある。

【根拠法令】

居宅基準第22条第2項、第24条第5項
基準解釈通知第三の一の3の(12)の① 第三の一の3の(13)の③

【(介護予防) 訪問介護】

④-6 訪問介護計画について (訪問介護計画の変更)

【事例】

- ・ 利用者の状況に変化があり、サービス提供の内容が変更しているにも関わらず、訪問介護計画の変更がされていないかった。
- ・ サービス提供の日程が週2回から週6回に変更されていたが、訪問介護計画の変更がされていないかった。

【解説】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないが、必要に応じて計画の変更を行う必要がある。したがって、利用者の状況に変化があり、サービス提供の内容を変更する場合やサービス提供日程が増加(減少)する場合は、計画の変更を行う必要がある。
- ・ 訪問介護計画の変更の場合も、計画の作成の場合と同様に、アセスメントの実施、アセスメントに基づいた計画の作成、利用者への説明、同意及び計画の交付、の手續きを行わなければならない。

【根拠法令】

居宅基準第24条第1項、第5項、第6項 基準解釈通知第三の一の3の(13)の③

④-7 訪問介護計画について (未作成)

【事例】

- ・ 訪問介護計画を作成していないかった。

【解説】

- ・ 「指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う」とされており、訪問介護計画は必ず作成しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならない。
- ・ 訪問介護費の算定において、「利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する」とされており、訪問介護計画は必ず作成する必要がある。

【根拠法令】

居宅基準第23条第1号、第24条第1項
居宅算定基準別表 1 訪問介護費の注1

【(介護予防) 訪問介護】

⑤ サービス提供の記録について

【事例】

サービス提供記録(訪問日誌)に記載されているサービスの開始・終了時刻が、実際のサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられている時間になっていた。

【解説】

サービス提供記録のサービス開始・終了時刻は、当日に提供したサービスに要した実際の時間を記入する必要がある。

※ 基準上「提供した具体的なサービスの内容」「利用者の心身の状況」「その他必要な事項」を記録することとされており、これらも含めて記録することが必要(単にあらかじめ用意した分類項目にチェックするだけの記録のみでは不適當)

※ 提供しているサービスが利用者の課題解決につながっているか、自立支援のために真に必要なサービスであるかどうか等を、訪問介護計画を作成するサービス提供責任者が把握できるような記録とすることにより、利用者に対するサービスの質の向上に繋がります。

※ 事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任があり、このための証拠として、提供した具体的なサービスの内容の記録が重要となります。

【根拠法令】

居宅基準第19条、基準解釈通知第三の一の3の(9)

⑥ 管理者について

【事例】

・ 管理者が管理業務を行っている実態がなかった。

【解説】

・ 管理者は、事業所の責任者として、従業者及び業務の一元的な管理を行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令をすることとされている。

・ また、管理者は、事業者の指定・更新・取消等における欠格事由・取消事由に該当するかどうかの問題となる「役員等」の中に含まれる重要な職種である。

・ 管理者は、自ら不正等に関与しないことは当然であるが、事業所において基準違反・不適正請求がないかのチェック体制の整備、従業者に対する職業倫理・資質向上のための研修等の実施など適正な事業運営が図られるよう管理者としての職責を果たす必要がある。

・ なお、管理者は常勤であり、原則として専従であることが必要

【根拠法令】

居宅基準第28条第1項、第2項 第6条

【(介護予防) 訪問介護】

⑦ 勤務体制の確保等について

【事例】

・ 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の勤務時間に、サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する勤務時間が含まれていた。

【解説】

・ 勤務表上、訪問介護サービスの提供に従事する時間又は訪問介護サービスの提供のための準備等を行う時間を明確に位置付ける必要がある。

・ 訪問介護員が、訪問介護の業務と有料老人ホーム等の業務を兼ねる場合は、それぞれの業務に係る勤務時間を明確に区分する必要がある。

【根拠法令】

居宅基準第30条第1項 基準解釈通知第三の一の3の(19)の①

基準解釈通知第二の2の(2)

～有料老人ホーム等の入居者に対して行う訪問介護に関する留意点～

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)の入居者にサービスを提供する訪問介護事業所において、訪問介護員が、有料老人ホーム等の業務にも従事している場合、次の点に留意することが必要

(1) 訪問介護員としての勤務時間と有料老人ホーム等職員としての勤務時間を、明確に区分すること。(勤務表で両業務を明確に区分する)

(2) 有料老人ホーム等としての勤務時間は、訪問介護員としての勤務時間には参入できない。

(3) 訪問介護事業所のサービス提供責任者は常勤・専従であること。

・ 常勤のサービス提供責任者は、他の事業の職務に従事することはできない。
・ 非常勤のサービス提供責任者は、指定訪問介護事業所の職務に専ら従事する時間以外の時間については、他の事業の職務に従事することは可能

(4) 訪問介護サービスは原則1対1で提供するものであるため、一度に複数の入居者に提供するサービスは介護報酬の算定はできない。

(5) 居宅サービス計画(訪問介護計画)に位置づけのないサービスを提供して介護報酬を算定することはできない。

(6) 計画と異なる内容、曜日、時間帯のサービスを、計画どおりに行ったものとして事実と異なる記録を作成し、介護報酬を受領することは不正請求に当たる。

(7) 有料老人ホーム等の入居者に対し、特定の事業者のサービス利用を強要してはならない。

(8) 有料老人ホーム等の入居者以外の者からの利用申込みを、正当な理由なく拒んではならない。

【(介護予防) 訪問介護】

⑧ 秘密の保持について

【事例】

- ・ 利用者家族の個人情報使用についての同意を確認することが出来なかった。
- ・ 従業者の秘密保持について、雇用契約書等に退職後の記載がなかった

【解説】

- ・ サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
- ・ 従業者が、従業者でなくなったり後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば連約金についての定めをおくなどの措置を講じなければならない。

【根拠法令】

居宅基準第33条 基準解釈通知第三の一の3の(21)

⑨ 人権擁護について

【事例】

- ・ 人権擁護推進員が配置されていなかった。
- ・ 人権擁護に関する研修が実施されていなかった。

【解説】

- ・ 平成25年4月1日に施行された県条例により、利用者の人権を擁護するため、事業所ごとに人権擁護推進員を配置し、人権擁護に関する研修を年1回以上実施することとなっている。

【根拠法令】

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第65号)第4条
和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱第37で準用する第6

【(介護予防) 訪問介護】

⑩ 初回加算について

【事例】

サービス提供責任者がサービス提供を行った又は同行した記録が確認できない事例があった。**返還を指導した案件**

【解説】

初回加算について、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合、同行訪問した旨を記録する必要がある。

【根拠法令】

居宅算定留意事項第二の2の(19)②

⑪ 特定事業所加算について

【事例】

特定事業所加算Ⅱの算定要件について、(介護予防)訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者は、「サービス提供終了後、当該利用者を担当する訪問介護員等から適直報告を受けること」とされている。口頭での報告は受けていることであるが、その報告内容の記録を文書にて確認することができなかつた

【解説】

訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む。)にて記録を保存しなければならぬ。

【根拠法令】

居宅算定留意事項第二の2の(17)の⑩ハ

(参考)平成18年4月改定関係Q&A (Vol.2)

「加算取得後の届出後についても、常に加算の要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で(加算の)廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとす。」

【(介護予防) 訪問介護】

特定事業所加算【訪問介護】チェックリスト

H28.11

	I	II	III	IV
1 計画的な研修の実施				
○ 事業所の全ての訪問介護員等(登録型を含む。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。 ※ 訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。 ・ 訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定している。 ・ 計画については、全ての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できよう策定している。				
2-1 会議の定期的開催	I	II	III	IV
○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たった際の留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。 ・ 会議はサービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、事業所においてサービス提供に当たった訪問介護員等の全てが参加している。(グループ別開催も可) ・ 会議の概要を記録している。 ・ 概ね1月に1回以上開催している。				
2-2 文書等による指示及びサービス提供後の報告	I	II	III	IV
○ 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たった際の留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始している。 ・ 「留意事項」は少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載している。 ①利用者のADLや意欲 ②利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ③家族を含む環境 ④前回のサービス提供時の状況 ⑤その他サービス提供に当たって必要な事項 ※ 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えない。 ※ サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員の間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。				

【(介護予防) 訪問介護】

○ サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けている。 ・ 訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む。)にて記録を保存している。							
3 定期健康診断の実施	I	II	III	IV			
○ 全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施している。 ・ 労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年内ごとに1回、事業主の費用負担により実施している。							
4 緊急時における対応方法の明示	I	II	III	IV			
○ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 ・ 緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。 ※ 交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りる。							
5 訪問介護員等要件	I	II	III	IV			
○ 事業所の訪問介護員等の総数のうち ・ 介護福祉士の占める割合が3割以上 又は、 ・ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者の占める割合が5割以上 ※ 割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出する。 なお、障害者総合支援法における指定居宅介護等に就算した時間は含まない。 ※ 介護福祉士又は実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。						△	
6 サービス提供責任者要件	I	II	III	IV			
○ 全てのサービス提供責任者が、次のいずれかに該当する。 ・ 3年以上の実務経験を有する介護福祉士 ・ 5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者 ※ 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。 ○ 居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、2人以上が常勤であること。 ※ 常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所(利用者の数(前3月の平均値)が40人超80人以下の事業所)については、常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。						△	

【(介護予防) 訪問介護】

	I	II	III	IV
7 重度要介護者等対応要件				
○ 前年度又は前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4～5である者				
・ 認知症日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者				
・ たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)の行為を必要とする者				
の占める割合が2割以上であること。				
※ たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる。				
※ 割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用要人員又は訪問回数を用いて算定する。				
■ 以下は特定事業所加算Ⅳのみ。特定事業所加算Ⅳを算定するためには以下と併せて2-1、2-2、3及び4を満たす必要がある。				

8 計画的な研修の実施

	I	II	III	IV
○ 事業所の全てのサービスマンに対し、サービスマン研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。				
・ サーマン研修の実施時期等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定している。				
9 サーマン研修の実施要件				
○ 居室サービスマン基準上配置することとされている常勤のサービスマン提供責任者が2人以上の事業所(利用者の数(前3月の平均値)が80人以下の事業所)であって、				
・ 基準により配置することとされているサービスマン提供責任者を常勤により配置し、				
かつ、				
・ 基準を上回る数の常勤のサービスマン提供責任者を1人以上配置している。				
※ 利用者の数(前3月の平均値)が40人以下の事業所においては常勤のサービスマン提供責任者を2人以上配置し、利用者の数(前3月の平均値)が41人以上80人以下の事業所においては常勤のサービスマン提供責任者を3人以上配置しなければならぬ。				

10 重度要介護者等対応要件

	I	II	III	IV
○ 前年度又は前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5である者				
・ 認知症日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者				
・ たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)の行為を必要とする者				
の占める割合が6割以上であること。				
※ 留意点は7と同じ。				

【(介護予防) 訪問介護】

⑫ 集合住宅減算について

【算例】

・ 集合住宅に居住する利用者の減算が確認できなかつた。

返還を指導した案件

【解説】

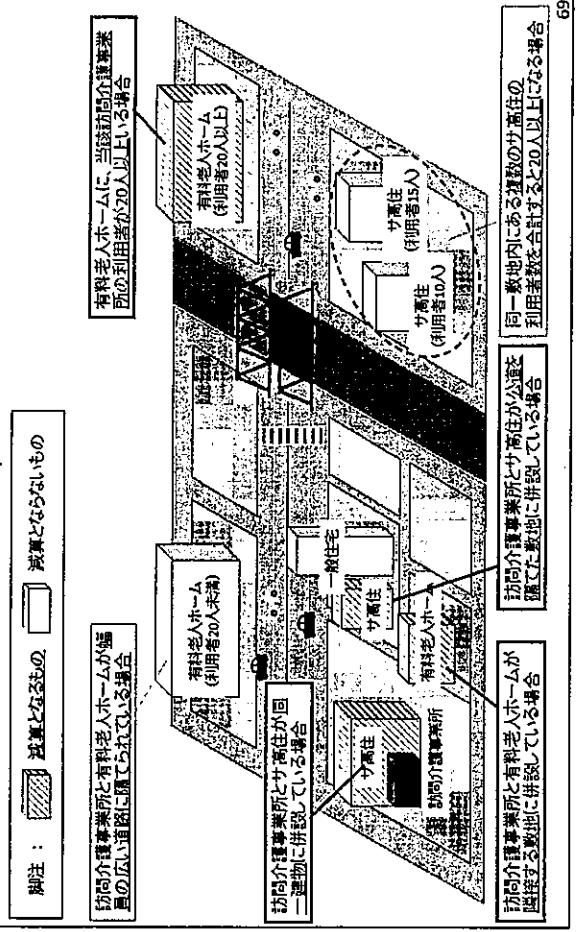
- ・ 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所同一の建物に居住する利用者に対して、サービスマン提供を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定しなければならない。
- ・ 事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物(上記に該当する以外のもの)に居住する利用者に対して、サービスマン提供を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定しなければならない。

※ 建物は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービスマン付き高齢者向け住宅に限る。

【根拠法令】

居宅算定基準別表 1訪問介護費の注7
居宅算定留意事項第二の2の(11)

集合住宅におけるサービスマン提供の見直しイメージ図(訪問介護の場合)



【(介護予防) 訪問介護】

●留意事項

① 総合事業への移行について (介護予防訪問介護・介護予防通所介護)

○ 総合事業への移行

介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・日常生活総合事業(以下「総合事業」という。)の訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)へ移行されることとなりました。

○ 総合事業のみなし指定

平成27年3月31日において、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、総合事業による指定事業者の指定を受けたものとみなされています。(いわゆる「のみなし指定」)

既存の指定(平成27年3月31日)	総合事業のみなし指定
介護予防訪問介護	訪問型サービス(第1号訪問事業)
介護予防通所介護	通所型サービス(第1号通所事業)

・のみなし指定は、全市町村に効力が及び、その有効期間については、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間(注)となっています。

(注)市町村が有効期間を定めることもできますので、関係市町村にお問い合わせください。

・のみなし指定事業者が、のみなし指定の有効期間の満了日以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

なお、事業所が所在している市町村(A市町村)以外の市町村(B市町村)の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となります。

・のみなし指定事業者が、緩和した基準によるサービス(注)の提供を行う場合は、緩和した基準に基づく新たな指定を受けることが必要となります。

(注)緩和した基準によるサービスを実施するかどうかは市町村によって異なりますので、関係市町村にお問い合わせください。

○のみなし指定を受けていない事業者

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の新規指定を受けた事業者は、のみなし指定を受けていませんので、新しい総合事業を実施する場合は、それぞれ市町村から指定を受ける必要があります。

○現在、和歌山県から指定された介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定有効期間は、最長で平成30年3月31日までとなっています。

【(介護予防) 通所介護】

●実地指導等における指摘事項等について

① 生活相談員の配置について

【事例】

「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「タイムカード」等で確認したところ、生活相談員が不在となっている日が見受けられた

【解説】

生活相談員については、指定(介護予防)通所介護の提供日ごとに、当該指定(介護予防)通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該指定(介護予防)通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置しなければなりません。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第93条

② 勤務記録の整備について

【事例】

従業者のうち、管理者(法人の代表取締役)の勤務記録が作成されていなかった

【解説】

従業者に関する諸記録は整備することとされており、法人の経営陣等が事業所の従業者を兼ねている場合や、雇用形態が業務委託による場合についても、従業者として勤務記録等諸記録を整備し、保管しなければなりません。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第93条及び第104条の3

③ 重要事項を記した文書(重要事項説明書)について

【事例】

・重要事項説明書の記載内容が、介護報酬改定等の内容が反映されておらず、古いものになっていた

・説明に用いた重要事項説明書に記載している営業時間、サービス提供時間及び休日などに、異へ届けられている運営規定の内容と相違がある

・送迎減算を適用している利用者に対して、当該減算に関する説明が行われず、同意も得られていない。

・苦情受付期間として規定されている行政機関等の名称や連絡先が誤っている